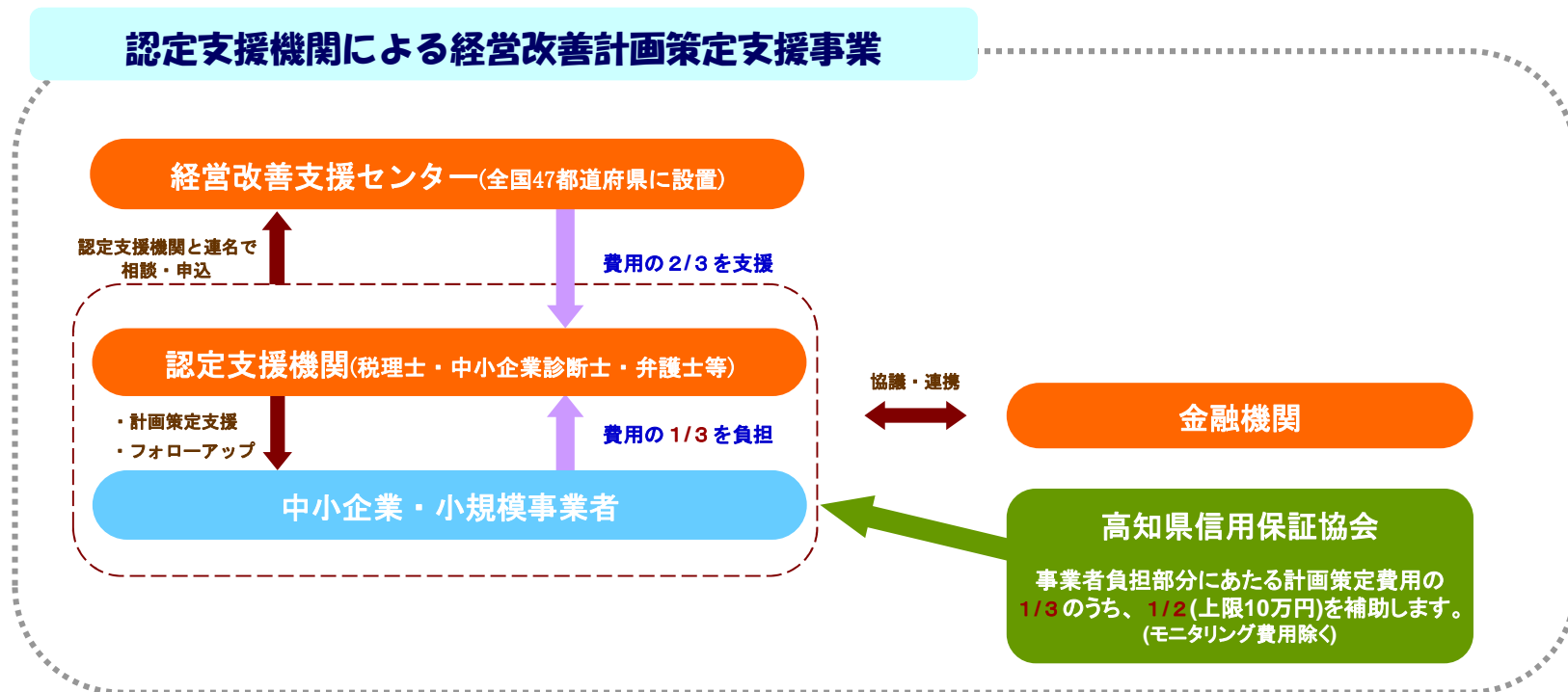


経営改善計画策定支援事業(費用補助)制度について

返済条件緩和等の条件変更や新規融資などの金融支援が必要な中小企業・小規模事業者のみなさまが、国の認定を受けた外部専門家の支援により経営改善計画を策定する場合、その費用総額の2/3(上限200万円)まで国が負担する支援を行っております。

当協会では、この支援を受けられた方に、経営改善計画策定費用の一部補助を行っておりますのでご活用ください。

認定支援機関による経営改善計画策定支援事業



【お問合せ先】

高知県信用保証協会	経営支援一課	TEL 088-821-2603
	経営支援二課	TEL 088-821-2613
高知県経営改善支援センター		TEL 088-823-7933